

平成 22 年 5 月 31 日現在

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008 ~ 2009

課題番号：20730023

研究課題名(和文)：言論市場における政府の役割・意義・限界についての憲法学的研究

研究課題名(英文)：Government in the Speech Market: From Constitutional Perspective

研究代表者

横大道 聡 (YOKODAI DOU SATOSHI)

鹿児島大学・教育学部・准教授

研究者番号：40452924

研究成果の概要(和文)：本研究は、言論市場にさまざまな仕方で関与・介入している公権力の現状を踏まえたうえで、そうした政府の活動を憲法論としての確に位置づけるとともに、その意義と憲法上の限界について明らかにすることを目的とした研究である。具体的には、政府が、特定内容の表現を強制するという仕方によって言論市場に参入する場合、及び言論市場に「規制」ではなく「助成」という仕方で介入する場合、そして、言論市場に直接発言者として参入する場合について、それぞれ憲法的観点からその統制の可能性と方途についての考察を行い、その展望を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Modern Government involve speech market not only to regulate but also to support or participate. This research demonstrate that (1) coercion of some expression by government is limited by "freedom not to speak" based on "freedom of speech", (2) subsidies to some expression by government is limited by "Self-government" or "Public discourse" based on "freedom of speech", (3) because direct governmental participation in speech market is based on "Democracy", limitation on that is basically the matter of politics.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005年度			
2006年度			
2007年度			
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：表現の自由、助成、政府言論、アメリカ憲法、修正 1 条、違憲な条件の法理、
言論市場

1. 研究開始当初の背景

憲法学では、経済市場においては「市場の失敗」が語られ、積極的福祉国家が正当化されているのに対し、言論市場においては原則的に政府の不介入を是とするレッセ・フェール哲学が表現の自由の核心であり続けている。それゆえ伝統的に憲法学における表現の自由論は、言論市場への「規制」的介入のみを対象に発展してきており、その領域においては議論の精緻化と深化が図られているといえる。

しかしながら、現実には言論市場を取り巻く状況に目を向けると、政府がじつにさまざまな仕方で言論市場に関与している。たとえば政府は、言論市場の参加者への助成金の分配や援助を行ったり、公民館設立や表現の場の提供をしたりしている。さらには公権力自体が発言者となって、言論市場に参加しているのである。

2. 研究の目的

このような言論市場を取り巻く現状は、言論市場に対する政府の「規制」を念頭に置いて構築されてきた伝統的な表現の自由論では十分に対処できない問題領域を形成している。

そこで本研究は、こうした言論市場と政府との関わりの実態を踏まえ、それを憲法論としての確に位置づけるとともに、その規範的意味と限界を明確にし、従来の表現の自由論に新たな知見を付け加えることを目的として設定した。

3. 研究の方法

以上の研究目的を達成するために、主としてアメリカ憲法学の成果を参考にしつつ、政府の言論市場への参加形態を次のように整理したうえで、それぞれについて憲法的な観点から研究を試みた。

(1) 政府が言論市場に、私人や団体に対して特定内容の表現をするよう強制するという仕方で参入する場合について(表現の強制) その憲法的統制のあり方についての検討。

(2) 政府が言論市場に、「規制」という手段ではなく、「助成」という仕方で介入する

が、助成の条件として特定の表現を行わないよう要求したりする場合についての憲法的統制のあり方について、アメリカ連邦最高裁判所がこれまで採用してきた立場の変遷と整理。

(3) 同じく政府が言論市場に、「規制」ではなく「助成」という仕方で介入するが、助成の条件として特定の表現を行わないよう要求したりする場合についての憲法的統制のあり方について、特に修正 1 条(表現の自由)の観点から、アメリカにおいて近時展開されている学説の動向の把握と整理。

(4) 政府が言論市場に、間接的な手法ではなく、直接発言者として参入する場合について、その憲法的統制のあり方に関するアメリカ連邦最高裁判所及び連邦下級審裁判所の立場の変遷と整理。

(5) 同じく政府が言論市場に、間接的な手法ではなく、直接発言者として参入する場合について、その憲法的統制を試みようとする近時のアメリカの学説の動向を把握とその整理。

4. 研究成果

本研究により、さまざまな仕方で言論市場に介入する政府の活動を統制するためには、それぞれの介入の仕方に依りて統制の方途を考える必要があることを明らかになった。具体的には次のとおりである。

(1) まず、政府が言論市場に、私人や団体に対して特定内容の表現を強制するという仕方(表現の強制)によって参入する場合について。

この場合、「表現の自由」のコロラリーとして保障される「表現しない自由」による統制が想定される。この「表現しない自由」についてのアメリカ連邦最高裁判所の判例の展開を追ってみると、次のように整理することができる。

政治的・イデオロギー的表現を強制する場合には、強制することそれ自体が「思想の自由」の側面における「表現しない自由」の問題であると捉えられる。

それ以外の表現を強制する場合には、「意に反する帰属」が生じた場合に限り、表現の自由の側面での「表現しない自由」の問題と

してとらえられる。

「意に反する帰属」に着目する立場は、問題の本質を、強制された本人の主観的問題ではなく、もっぱら表現の受け手である聴衆の受け止め方の問題として把握している。

(2) 政府が言論市場に、「規制」ではなく「助成」という仕方で介入するが、助成の条件として特定の表現を行わないよう要求したりする場合について。

この場合における表現の自由条項による統制について、これまでアメリカ連邦最高裁判所の展開は次のように整理できる。

アメリカ連邦最高裁判所は、とりわけ20世紀半ばころから、「違憲な条件の法理」を適用することにより、解決を図ろうとしてきた。違憲な条件の法理とは、アメリカの憲法学者キャサリン・サリバンの定義によれば、「たとえ政府が援助を完全に行わなくともよい場合においても、政府は助成受領者の憲法上の権利の放棄を助成条件としてはならない」とする法理である。違憲な条件の法理は、特にウォーレン・コート期において、ブレナン(William J. Brennan, Jr.)判事を中心に、権利と特権の二分論を否定する論法として広く利用され、精神的自由を保護する法理として大きな役割を担った。しかし、この法理に対しては、どのような条件であるときに助成受領者の自律を侵害するものであると評価されるべきなのかについての基準を提供してくれない、自己統治過程に対する危険に対して関心を払っていない法理であるという批判が投げかけられており、またこうした難点があることもあってか、近年では適用される機会が少なくなってきたように思われる。

近年のアメリカ連邦最高裁判所は、1995年のRosenberger v. Rector & Visitors of the Univ. of Virginia判決および以降の判決により、「助成目的二分論」という立場を採用していると整理できる。それは、政府が言論に対して助成を行う場合、助成を行う政府の主観的意図に応じて2つのカテゴリ(「助成を行うことによって政府自身が有する見解を伝達しようとする場合(government speech)」と、「私的な言論(private speech)を促進しようとする場合」)に区別し、それぞれ異なった憲法上の統制を及ぼそうとする立場である。

後者についての憲法的統制に関する近年のアメリカの学説は、自己統治の価値や公共討論の価値に着目した議論を展開している。それによると、「私的な言論を促進しようとする」助成が恣意的になされることが惹起する憲法上の問題は、助成を受領することができなかった当事者の権利の侵害であるとして構成するというよりはむしろ、助成が恣意的になされることで自己統治や公共討

論が歪められること、すなわち、表現の自由の客観的価値の侵害を問題視しているという状況を明らかにし、そうした方向での議論の必要性を確認した。

(3) 政府が言論市場に、間接的な手法ではなく、直接発言者として参入する場合について。

これは、(2) で言及した「助成目的二分論」のうち、「助成を行うことによって政府自身が有する見解を伝達しようとする場合(government speech)」にも関係してくる。すなわち、政府自身の表現を行うために、直接・間接(助成)に言論市場に関与する場合があります。そうした場合における憲法上の統制については、次のように整理できる。

判例の展開を追うと、アメリカ連邦最高裁判所は、政府の行為が「政府言論」であると位置づけられた場合、それが意味するのは、「修正1条が要請する観点中立の例外」、つまり、観点差別が可能となるという理解を示している。このことは、1991年のRust v. Sullivan判決以降、多くの判決が述べていることである。

アメリカ連邦最高裁判所における「政府言論の法理」理解を前提とするのであれば、原則として政府言論の統制は、民主的な政治過程を通じた統制に期待すべきであり、裁判所を通じた司法的統制を期待すべきではない。

しかし、表現の自由論の核心ともいえる「観点中立の要請」の例外という、極めて重要な法的帰結を伴う者である以上、「政府言論」に該当する政府の行為は何かということを確認するとともに、政府言論に対して、表現の自由条項だけではなく、国教樹立禁止条項や適正手続条項など、多様な憲法規定による統制が展望されなければならないことを指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

横大道聡「モニュメント建立と政府言論」
ジュリスト1403号(2010年6月掲載予定)
(査読なし)

横大道聡「公的言論助成に対する憲法的統制のあり方についての一考察」
鹿児島大学教育学部研究紀要 人文社会科学編60巻99-136頁(2009年)(査読なし)

<http://ir.kagoshima-u.ac.jp/handle/10232/8782>

横大道聡「表現活動への援助の憲法問題」
九州法学会会報2008年23-27頁(2008年)
(査読なし)

横大道聡「表現しない自由と表現の『帰属』」
法政論叢44巻2号50-67頁(2008年)
(査読あり)

<http://ci.nii.ac.jp/naid/110006950800>

〔学会発表〕(計2件)

横大道聡「アメリカ連邦最高裁における『政府言論の法理』についての覚書」憲法理論研究会 2009年8月(鹿児島合宿)

横大道聡「表現活動への援助の憲法問題」九州法学会 2008年6月(福岡・西南学院大学)

〔その他〕

横大道聡「モニュメント建立と政府言論 Pleasant Grove City v. Summum, 129 S. Ct 1125 (2009)」憲法訴訟研究会 2010年3月(東京・学習院大学)(研究会報告)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

横大道 聡 (YOKODAI DOU SATOSHI)

鹿児島大学・教育学部・准教授

研究者番号：40452924